

## 建設用リフト運転業務特別教育講座のカリキュラムについて

当協会の建設用リフト運転業務特別教育講座のカリキュラムは、労働安全衛生法第59条第3項、クレーン取扱い業務等特別教育規程第4条に基づく教育です。科目と時間は下記のとおりです。

### 建設用リフト運転業務特別教育講座

#### 学科教育

科目	時間
建設用リフトに関する知識	2.0 時間
建設用リフトの運転のために必要な電気に関する知識	2.0 時間
関係法令	1.0 時間

合計 5.0 時間

#### 実技教育※

科目	時間
建設用リフトの運転及び点検	3.0 時間
建設用リフトの運転のための合図	1.0 時間

合計 4.0 時間

※事業者にて実施

令和8年1月10日  
一般社団法人建設業教育協会  
代表者 石原 鉄郎

